

個人の寄付金控除

(所得控除・税額控除)

所得税

個人住民税

この法人への
寄付が対象

認定NPO法人

仮認定NPO法人

公益社団・財団法人

社会福祉法人

NPO法人 ※

一般社団・財団法人

学校法人

更正保護法人

※一部の自治体では指定を受けたNPO法人への寄付が住民税税額控除の対象です。



税額控除は「認定・仮認定NPO法人」と「一部の公益法人等」に限定です。

認定・仮認定への寄付は最大50%の減税に!

ポイント

- 所得税は必ず減税。住民税は減税となる場合がある。
- 確定申告(還付申告)が必要。

【寄付金控除のしくみ】

住民税も対象となる場合

30代社員の例

年収 420万円
課税対象所得 226万円
所得税率 10%



計3万円を寄付

8,000円



公益財団法人
A

20,000円



認定NPO法人
B

2,000円



仮認定NPO法人
C

最大約50%の
税額控除 = 減税

還付

税額控除

最大1万4,000円

(所得控除だと
最大5,600円)

国・自治体

“減税”という形で
キャッシュバック
されるんだね~!



通常は「税額控除」の
方が断然お得だよ!



【所得税の計算式】...どちらか有利な方を選択できます。

税額控除

$$\left(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円 (控除下限額)} \right) \times 40\% = \text{減税額 (所得税分)}$$

税額控除上限 減税額は所得税額の25%が限度

税額控除・所得控除 共通上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度

所得控除

$$\left(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円 (控除下限額)} \right) \times \text{所得税率} = \text{減税額 (所得税分)}$$

【個人住民税の計算式】

税額控除のみ

$$\left(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円 (控除下限額)} \right) \times \text{最大10\%} = \text{減税額 (個人住民税分)}$$

※ 都道府県指定分: 4% + 市区町村指定分: 6% = 合計最大10%

上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の30%が限度

寄付金控除手続きは意外と簡単！ ぜひ活用ください！



はじめての寄付金控除

寄付金控除を受けるためには「確定申告」が必要です。
〈寄付→確定申告→還付〉の流れを押さえて、ぜひ活用してみましょう。

1. 認定・仮認定NPO法人に寄付し、領収書をもらう

その年の1月1日～12月31日に寄付

*領収書が無いと、確定申告を行えません。団体によって発行時期は異なります。



2. 勤務先から「源泉徴収票」を入手

翌年1月頃

*給与所得者も確定申告が必要です。年末調整では寄付金控除は受けられません。



3. 確定申告書と計算明細書を作成し、税務署に提出

翌年2月中旬～3月中旬

*手書き/オンライン作成/電子申告(e-Tax)いずれかの方法で作成します。



4. 還付金の振込を確認する 4月頃～



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶▶ <http://www.nta.go.jp/>

インターネットを使った「オンライン作成」が
カンタンでおすすめです!

条件・注意点

- 「年末調整」では適用されません。給与所得者(サラリーマン)であっても2月中旬～3月中旬の確定申告(還付申告)が必要です。
- 寄付者が、寄付金控除を受けるためには「寄付金受領証明書(領収書)」が必要です。送付時期は団体により異なります。無くさないでください。
- 「所得税」では必ず控除されますが、「個人住民税」では寄付者の住民票がある自治体によって扱いが異なります。詳しくは各自治体に確認してください。
- 寄付金受領日は団体への入金日です。クレジットカードやコンビニ決済による寄付では、決済日と団体への入金日の間に1～2か月のズレが生じます。ご注意ください。
- 相続財産の寄付の場合、相続税の非課税措置に加え、寄付金控除も適用可能。ダブルの減税効果です。
- 年間寄付金合計額とは、寄付金控除の対象法人にあてた寄付すべての合計額です。「控除下限額(2,000円)」は寄付先1団体ごとの下限ではありません。少額の寄付でも、ぜひ使ってみてください。

領収書は無くさないようにね!



お問い合わせ先

staff@npo-aswp.org



認定 特定非営利活動法人

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会

(旧称：櫻打症患者支援協会)

横浜事務所 045-716-4646